

京都府労働委員会命令の不履行を理由とする損害賠償請求事件（差戻審）の 判決言渡しと今後の対応について

令和 5 年 2 月、全国福祉保育労働組合京都地方本部等（以下「福保労」という。）が、本市を相手として、京都府労働委員会命令の不履行（団体交渉の申入れに応じないこと）を理由に損害賠償を求め提訴をしていた事件について、京都地方裁判所における審理が終了し、以下のとおり判決言渡しが行われますので、今後の対応等について御報告いたします。

1 判決言渡し期日

令和 8 年 3 月 17 日（火） 15 : 30 ~

2 事案の概要

- (1) 児童館、学童保育所等の職員が組合員として加入している福保労からの団体交渉の申入れを本市が拒否したことについて、福保労は、これを労働組合法（以下「労組法」という。）第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当するとして、京都府労働委員会（以下「労働委員会」という。）に対して救済申立てを行い、令和 4 年 6 月 1 日付けで労働委員会から命令書（以下「本件命令」という。）が交付された。
- (2) 本件命令の内容は、次のとおりである。
 - ア 福保労のうち京都市学童保育所管理委員会（以下「管理委員会」という。）が雇用する組合員に係る賃金体系の見直し等については、本市は福保労との団体交渉に応じなければならない。
 - イ 児童館等に勤務する組合員のうち、管理委員会以外の団体が雇用する組合員については、本市は労組法第 7 条第 2 号における使用者に当たるとはいえず、福保労の組合員に係る賃金体系の見直し等に係る団体交渉の申入れ等を求める申立ては棄却する。
- (3) 本市は上記(2)アを、福保労は上記(2)イを不服として、本件命令の一部取消しを求め、それぞれ令和 4 年 6 月 28 日付け、同年 7 月 14 日付けで京都地方裁判所へ訴えを提起し、両訴訟は京都地方裁判所にて併合審理が行われた。

⇒ 別訴訟（救済命令取消訴訟）として、令和 7 年 7 月 24 日に京都地方裁判所で本市一部敗訴の判決。本市、福保労双方が控訴して、現在、大阪高等裁判所において係争中
- (4) 本市は、その後の福保労からの団体交渉申入れに対しては、別訴訟が係争中であることを理由に応じていない。
- (5) 福保労は、本市が労働委員会の本件命令に従わず、団体交渉に応じないため、本市に対して、280 万円の損害賠償を求め、令和 5 年 2 月 1 日付けで京都地方裁判所へ訴えを提起し、本市が応訴した。

- (6) 令和5年12月8日に、京都地方裁判所から本市へ30万円の損害賠償を命じる判決が出た。令和5年12月20日に、本市は大阪高等裁判所に控訴した。
- (7) 令和7年2月21日に、大阪高等裁判所において判決言渡しがあり、原判決が取り消され、京都地方裁判所へ差し戻された。
- (8) 令和8年3月17日に、京都地方裁判所において判決言渡しがある。

3 本市の今後の対応

判決において、本市敗訴となった場合は、以下の理由により控訴を提起する方針。

※ 上訴期限：判決書の送達を受けてから2週間以内

<控訴理由>

別訴訟（救済命令取消訴訟）において、現在、大阪高等裁判所で本市の使用者性等について係争中である中、福保労に対する損害を認める京都地方裁判所の判断を容認できない。

<控訴に係る対応>

- ・ 損害額が50万円を超える場合
⇒ 控訴について議会の御議決が必要
- ・ 損害額が50万円以下の場合
⇒ 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決事項に該当することから、市長専決で控訴

(参照)

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決事項

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市会の議決により、次に掲げる事項を市長の専決処分に係る事項として指定する。

(中略)

- (3) 訴訟物の価額が500,000円以下の訴えの提起（第5号に掲げるものを除く。）に関すること。

(以下略)

訴訟の経過（令和2年度以降）

令2. 4. 30 京都市⇒各運営団体【通知発出】

「京都市児童館職員処遇実施要項」（旧要綱）の内容が、委託料の算定基準を定めるものであることを明確化するためとして、「京都市児童館事業委託料算定時基準」と名称を変更。

令2. 6. 26 京都市⇒福保労【通知発出】

労組法上の使用者には該当しないとの認識を通知。

令2. 7. 6 福保労⇒京都市【団体交渉申入れ】

児童館等職員について、京都市は実質的な「使用者」。団体交渉に応じるべき。

令2. 7. 10 京都市⇒福保労【申入れに応じない旨回答】

「使用者」は雇用されている児童館等運営団体。京都市は団体交渉に応じない。

令2. 12. 23 福保労⇒府労委【不当労働行為救済申立て】

京都市は、「使用者」として団体交渉に応じるべき。 ⇒ **府労委で審査**

令4. 6. 1 府労委⇒京都市・福保労【救済命令交付】

- 1 管理委員会所属職員について、市は団体交渉に応じなければならない。
2 管理委員会以外の職員については、京都市の使用者性はない。

訴訟1（救済命令取消）	訴訟2（損害賠償請求）
<p>令4. 6. 28 京都市⇒府労委 【「1」を不服として、取消訴訟を提起】</p> <p>令4. 7. 14 福保労⇒府労委 【「2」を不服として、取消訴訟を提起】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>訴訟1（救済命令取消） 京都市の訴えと福保労の訴えを併合審理</p> </div> <p>令7. 7. 24 京都地裁判決言渡し 救済命令（令和4.6.1）を維持する判決</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 管理委員会所属職員 …市は団体交渉に応じなければならない</p> <p>2 管理委員会以外の職員 …京都市の使用者性はない</p> </div> <p>令7. 8. 6 福保労控訴（大阪高裁） 令7. 8. 7 京都市控訴（大阪高裁）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>併合して大阪高裁にて審理中</p> </div>	<p>救済命令は交付時点から効力は生じるが、本市の使用者性については訴訟1にて係争中であることを理由に、救済命令交付後の福保労からの団体交渉申入れには応じない対応。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>▼</p> </div> <p>令5. 2. 1 福保労⇒京都市 京都市が救済命令に従わないことに対し、損害賠償（280万円）を請求</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>訴訟2（損害賠償請求）</p> </div> <p>令5. 12. 8 京都地裁判決 京都市へ30万円の損害賠償を命じる判決</p> <p>令5. 12. 20 京都市控訴（大阪高裁）</p> <p>令7. 2. 21 大阪高裁判決 原判決を取消し、京都地裁へ差し戻す判決</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>令8. 3. 17 京都地裁（差戻審）判決言渡し</p> </div>